

静岡県告示第75号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

令和2年2月14日

静岡県知事 川勝平太

1 形質変更時要届出区域

藤枝市花倉字井谷川225番3、同花倉字井谷川225番4、同花倉字井谷川225番4の4、同花倉字井谷川225番4の5、同花倉字井谷川225番4の6、同花倉字井谷川225番4の11、同花倉字井谷川225番9、同花倉字井谷川225番10、同花倉字井谷川225番11、同花倉字井谷川225番12、同花倉字井谷川225番15、同花倉字井谷川225番17、同花倉字井谷川225番18、同花倉字井谷川225番23、同花倉字井谷川225番24、同花倉字井谷川225番40、同花倉字井谷川225番48、同花倉字井谷川237番1、同花倉字井谷川239番3、同花倉字井谷川239番4、同花倉字井谷川239番5、同助宗字清水下100番9の33、同助宗字清水下100番9の35、同助宗字清水下100番9の50、同助宗字清水下100番52、同助宗字清水下100番72、同助宗字清水下100番73、同助宗字清水下100番76、同助宗字清水下100番77、同助宗字清水下100番78、同助宗字清水下100番79、同助宗字清水下100番80、同助宗字清水下100番81、同助宗字清水下100番93、同助宗字清水下100番102、同助宗字清水下100番103、同助宗字清水下100番105、同助宗字清水下100番106、同助宗字清水下100番107、同助宗字清水下100番108、同助宗字清水下100番109、同助宗字清水下100番115、同助宗字清水下100番172、同助宗字清水下100番176、同助宗字清水下100番180、同助宗字清水下120番、同助宗字清水下121番1、同助宗字清水下124番1、同助宗字清水下124番2、同助宗字清水下125番1、同助宗字清水下135番1、同助宗字石ヶ谷72番72及び無番地の各一部（次の図に示す部分に限る。）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

セレン及びその化合物及び砒素及びその化合物

3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

セレン及びその化合物及び砒素及びその化合物

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県庁及び中部健康福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）